

中小企業も始まる！

## 「同一労働同一賃金」

～働き方改革で、管理職に求められていること～

2021年4月1日に中小企業でも働き方改革関連法が施行されます。  
 施行前に正社員と非正規雇用社員の待遇の格差を是正しておく必要があります。  
 そこで、企業として実際にどんな対応をすればよいのか具体的に説明します。  
 この機会にぜひご参加くださいませ。

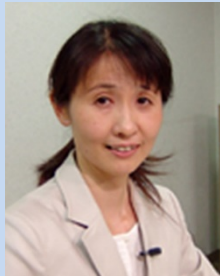
令和2年 00月00日(●)

00:00~00:00

## 講師

社会保険労務士 野澤 直子 氏

## ●講師プロフィール●



慶応義塾大学卒業。金融機関勤務を経て、平成9年社会保険労務士の資格を取得。平成10年1月より舟木経営労務事務所入所、現在に至る。

〇分野専門  
 企業の労務相談、社会保険手続き、新入社員研修、管理職研修、パワハラ・セクハラ研修、年金研修

## 講座内容

- 働き方改革の2つの柱
  - 労働時間法制の見直し
  - 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 同一労働同一賃金
  - 不合理な待遇差をなくするためのルールの整備  
ガイドラインで求められている  
同一労働同一賃金とは
  - 待遇に関する説明義務の強化
- 働く方改革で留意したいこと他の事項
  - 年間5日間の有給休暇取得の義務化
  - 残業時間の上限制限
  - 労働時間の把握の義務化

## 会場

〇〇商工会

## 受講料

無料

## 申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上 FAX、またはお電話にて〇月〇日(〇)までにお申込みください。

## 定員

〇〇名

## 問合せ・申込先

〇〇商工会 TEL: 0000-00-0000 FAX: 0000-00-0000

主催: 〇〇商工会

FAX 0000-00-0000

※切り取らずに FAX してください。

『同一労働同一賃金セミナー』受講申込書〔00月00日(〇)〕

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			

\* 本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。